

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、自動車部品の製造、販売を主要な事業として「確かな品質 誇れる技術」、「魅力ある製品を創出し社会に貢献する」を経営理念とし、株主・取引先・社員・地域社会さらに広く世界に貢献する企業を目指しております。その実現のために、お客様をはじめとして広く社会から安心と信頼を得るために「コンプライアンス経営によるリスク管理」体制を導入し、企業活動において透明性・公平性を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

「原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用」

1. 昨年までは社外取締役を2名選任しており、うち1名は独立社外取締役でありました。
2. 現在は、来年4月に予定されている資本再編の途上であり、社外取締役(独立社外取締役)1名であります。
3. 今後は、資本再編後の体制を見据えて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

「原則1-4. いわゆる政策保有株式」

1. 政策保有に関する方針

当社が行う自動車部品事業において、今後も成長を続けていくために、関連する様々な企業との協力関係が必要と考えております。そのため、事業戦略、取引先との事業上の関連などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に必要な場合に、政策保有株式として保有しております。

2. 議決権行使に関する基本方針

議決権の行使は、画一的に判断せず、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

「原則1-7. 関連当事者間の取引」

当社は、株主共同の利益を害することがないように社外役員を含めた取締役会にて、一般的な意見も取り入れて審議し、法令に準じた重要事項について決議しております。主要株主であるトヨタ自動車株式会社との取引における取引条件および取引条件の決定方針等は、都度見積を提示し、価格交渉の上、決定しております。

「原則3-1. 情報開示の充実」

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、2012年5月に、「揺るぎない成長」をめざして、これを『経営のものさし』として活用するために「シロキビジョン2021」を策定しました。「揺るぎない信頼と成長のため、私たちシロキは大きな夢に向かって挑戦し、真のグローバル企業をめざします。」をキャッチフレーズに、いつも安全は作業の入り口、すべてに優先し、質⇒量⇒コストの順番で仕事を進めております。その上で、ビジョン実現を目指した取り組みとして、「新製品、新技術・新工法の開発と手の内化」「世界のお客様にアプローチし販路を拡大」「モノづくり改革を更に進化」「新しいシロキのつくり、風土づくり(チャレンジ、チェンジする勇氣、オーナーシップ)を推進」「国内事業基盤の強化、再構築」「海外事業を積極的に展開」の6本柱を確実にやり切りたいと考えております。なお、当社ホームページ(<http://www.shiroki.co.jp/>)において、経営理念、シロキビジョン2021を掲載しておりますのでご参照下さい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

月額報酬と賞与により構成しており、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系となっております。賞与については、各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準などを総合的に勘案の上、検討し、決定しております。決定するにあたっての手続きとしては、上記方針に従い代表取締役が内容を検討・協議した結果を取締役に提案・決議しています。

4. 経営陣幹部選任、取締役・監査役候補指名

取締役会が的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しています。特に、社外取締役候補者・社外監査役候補者の指名につきましては、会社法に定める社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、豊富な経験、高い見識を有しているかの観点より総合的に検討しております。上記方針に従い代表取締役が内容を検討・協議した結果を取締役に提案・決議しています。

5. 個々の選任についての説明

社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を記載しております。

「原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)」

(補足原則4-1(1))

当社では、法令および定款で定められた重要な事項については、取締役会規則にて規定し、その重要な業務執行を取締役及び執行役員が担当して行っております。

「原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」

会社法の社外要件を充たし、金融商品取引所が定める独立性要件を充たした者であって、会社経営に携わる等豊富な経験や自動車部品業界における高い識見を持つ者で、一般株主の利益を損なうことのない立場で意見が言える者を独立社外取締役の候補者としている。

「原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件」

(補充原則4-11(1))

- 取締役・監査役の人員については、定款で定められた定員内で、意思決定の迅速性を踏まえ、必要人員に絞った体制となっております。
- 業務を執行する取締役は、事務系・技術系・製造系の各機能に精通する者を担当させ、社外取締役には、自動車部品業界で培った豊富な経験や幅広い知識のある者を選任しております。
- 監査役については、公認会計士の資格を持った財務・会計に関する知見を有している者を選任しており、自動車部品業界だけではなく、幅広い意見・要望が取締役会を活性化させております。
- また、役員同士の情報の共有を密に図るべく、取締役会を毎月1回開催しております。

(補充原則4-11(2))

社外も含めた取締役・監査役が他社の役員を兼任している場合には、取締役会でその内容を確認し、当社の業務に支障がないことを確認しております。また、有価証券報告書および招集通知において、各取締役・監査役の主要な兼任状況を毎年開示しております。

(補充原則4-11(3))

- 当社取締役会は、自動車部品業界で培った豊富な経験や幅広い知識のある社外取締役をメンバーに加え、社外取締役の意見・要望を聞き、取締役会にて取り入れることで、実効性を高めております。
- また、社外役員懇談会を実施しており、取締役会の場以外でもテーマを以て会社情報を共有し、取締役会全体での実効性向上に繋げるよう努めております。
- 取締役会に対する意見・要望等については、適宜改善を行っております。

「原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング」

(補充原則4-14(2))

取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割・責任の理解のために、社外研修への参加を実施し、研鑽を図っております。

「原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針」

- 総務担当・経営企画担当・経理担当役員を株主の皆様との対話を統括する経営陣として指定しております。
- 株主の皆様との対話を促進するため、社内の関連部門は、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら、公正、適正に情報開示を行っております。
- 当社は株主総会後の説明会開催や、事業報告書の発行などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めています。
- 株主の皆様のご意見につきましては、経営陣や関係各部にフィードバックし情報を共有しております。
- 決算発表前の一定期間は、投資家の皆様との対話を制限しております。社内ではインサイダー情報を適切に管理するため、内部者取引未然防止規定を制定し、情報管理の徹底をはかっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	17,629,851	19.80
東京急行電鉄株式会社	11,644,316	13.08
アイシン精機株式会社	11,254,000	12.64
みずほ証券株式会社	3,389,000	3.80
シロキ工業持株協会の	2,690,759	3.02
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	2,155,300	2.42
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2,135,000	2.39
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1,874,000	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,709,000	1.92
シロキ工業従業員持株会	1,259,563	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木下 潔	他の会社の出身者					△		△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 潔	○	フタバ産業株式会社 社外取締役、独立役員に指定しております。	自動車業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に反映いただくため、当社の社外取締役として選任しております。 同氏は、当社主要株主(所有比率19.80%)であり、主要取引先(年間連結売上高 58,210百万円、平成27年3月期実績)であるトヨタ自動車株式会社に勤務した経歴を有しますが、在籍期間中、当社に直接関与する部門に所属した事実がなく、既に同社退社後約13年が経過し、出身会社の意向に影響される立場にないこと、また、同社退社後、株式会社東海理化電機製作所の業務執行者(取締役および執行役員)として平成12年6月より平成25年6月まで在任しておりますが、同社と当社の間においては資本および取引関係はございません。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年度初めに、会計監査人と監査役は、相互に監査計画を提示し意見交換を行っております。第2四半期および第4四半期は、監査報告会を開催し、会計監査人から監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。また、期中においても会計監査人から監査指摘事項や当社の課題について報告を受け、意見交換を行っております。監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等と定期的な情報交換会を開催するなど、実効性のある監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
山本 房弘	他の会社の出身者														○
白柳 正義	他の会社の出身者							○		○					
伊藤 慎太郎	他の会社の出身者							○		○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 房弘	○	独立役員に指定しております。	日本および米国の公認会計士として企業会計監査における長年にわたる豊富な経験を当社の監査業務に反映していただくため、当社の社外監査役として選任しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
白柳 正義		トヨタ自動車株式会社 常務役員 当社は、トヨタ自動車株式会社と製品の取引関係があります。	トヨタ自動車株式会社の常務役員であり、同社における豊富な経験、幅広い見識等を当社の監査業務に反映していただくため、当社の社外監査役として選任しております。

伊藤 慎太郎	アイシン精機株式会社 常務役員 当社は、アイシン精機株式会社と製品の取引関係があります。	アイシン精機株式会社の常務役員であり、同社における豊富な経験、幅広い見識等を当社の監査業務に反映していただくため、当社の社外監査役として選任しております。
--------	---	---

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

業績に伴う報酬につきましては、役員賞与にて対応しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

取締役の年間報酬総額 197百万円(内社外取締役 6百万円)
監査役の年間報酬総額 26百万円(内社外監査役 8百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員の報酬等は、役員が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値増大に寄与する報酬体系とし、各役員の職位、職責等に応じ、当社の業績、経営環境等を考慮のうえ、決定しております。
役員報酬は固定報酬で、当社の経営環境等を考慮した適切な水準で役員の職位に応じ、定期的に設定しております。
役員賞与は業績に連動するものであり、当該年度の業績及び各役員の業績等を総合的に勘案し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

重要な案件については、適宜取締役または常勤監査役から事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

毎月1回開催される経営会議ですべての重要事項が協議され、取締役会に諮る必要がある重要な案件については、取締役会に上程し最終的な意思決定を行っております。取締役9名(うち社外取締役1名)で構成する当社取締役会は、法令・定款および取締役会規定の定めによる会社の経営方針および業務執行上重要事項を議決するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席するなど、取締役の職務執行を監査できる体制をとっております。

内部監査につきましては、各業務部門から独立した監査部が内部管理体制の適切性、有効性を検証し、必要に応じて問題点の改善に関する助言、勧告を行うとともに、その結果を社長に報告する体制をとっております。なお、監査役と会計監査人は、定期的及び内容に応じて適時に意見交換をおこなっており、また監査部が実施した内部管理体制の適切性等の検証に係る報告内容を閲覧し、必要に応じて各業務部門から報告を受けております。

当社の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人であり、経営情報や会計情報を随時提供し、情報の共有化を図ることで適切かつ公正な監査が行われるよう努めております。

当社は有限責任 あずさ監査法人に平成26年度の監査証明業務に基づく報酬を45百万円支払っております。

会計監査業務を執行した公認会計士は、大北尚史、中村哲也であります。また当社の会計監査に係る補助者は公認会計士6名及びその他6名

であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレートガバナンスを「株主にかわって、経営の効率化や適正性をチェックする仕組み」と捉え、当社は株主総会および取締役会、会計監査人のほかに監査役、監査役会を設置しており、加えて各業務部門から独立した監査部を設置しており、この仕組みがコーポレートガバナンスに最も適したものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月12日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR専用ページを設け、有価証券報告書、決算短信、決算短信補足資料など、投資家に有用と思われる情報の掲載を行なっています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部をIR窓口の担当部署とし、経理部など関連部署との連携によりIR活動を推進しています。	
その他	証券アナリストの取材への対応、投資家との個別面談など随時実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	自動車部品メーカーとして、開発から生産活動を通じて、環境方針に基づき、全社で環境保全活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性向上をはかるために、株主、お取引先、従業員、地域社会に企業情報を適切かつタイムリーに開示提供することに努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株主総会をはじめ、取締役会、監査役会、会計監査人などの法定機能に加えて、コンプライアンス体制・内部監査の仕組みを整備し、企業活動全般について法律面や企業倫理面からチェックを行い、透明性、公平性の高い経営の実践に向けて推進しております。

法律上の機能である監査役に加えて、当社における経営の諸活動の全般にわたる管理・運営の現状をチェックするための内部監査担当部署を設置し、基本的な心構え・行動指針を「シロキコンプライアンス・マニュアル」「各部門行動指針」として制定し、法令等の遵守、財産管理、その他リスク管理を中心にグループを含めた管理を展開いたしております。

なお、平成18年(2006年)5月12日の取締役会において、内部統制の整備に関する体制について決議いたしました。その後、新たに実施された内部統制に係る社内体制やコンプライアンス相談窓口の設置および反社会的勢力との関係遮断について追加記載するなど内容の見直しを行い、平成23年(2011年)4月28日に改定致しました。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、株式会社の業務の適正を確保するための体制

1 当社は「コンプライアンス・マニュアル」において、『コンプライアンスとは、単なる法令遵守にとどまらず、倫理や環境問題などを含めて、役員・従業員一人一人が意識をもって行動し、企業の社会的責任を果たしていくもの』と定めている。当社はこの認識に基づき、法令、倫理、そして社会規範などの遵守により、公正で透明な企業活動の実現と市民社会との調和を図る。

2 当社はコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、その実践のためにコンプライアンス教育・指導および監査を実施するとともに、各部門の諸規定を整備しその遵守を徹底する。

3 コンプライアンスおよび内部統制の状況については、定期的に取り締役に報告する。

4 コンプライアンス相談窓口を設置し、コンプライアンスに関わる相談に応じるとともに、法令遵守ならびに企業活動に関する諸問題の発見と解決を図る。

5 当社は、反社会的勢力および団体との取引など、一切の関係を拒絶する。

6 取締役会規則及びその付議基準を整備し、経営上重要な事案が適時、適切に付議されるよう、全取締役および各部門の管理監督者にその厳格な運用を徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

1 取締役は法令に則り株主総会議事録、取締役会議事録等を保存するほか、社内文書規定を整備し、経営情報、稟議関係書類等を各所轄部署において適正に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1 当社は、コンプライアンス、品質、事故、自然災害、環境等に係るリスクについて、必要な管理規則やガイドライン等を制定する。また、それぞれの所管部署は、マニュアルの作成・配布、研修の実施等によりリスクを極小化させる努力を行なう。さらに、取締役会は新たに生じたまたは生じる恐れのあるリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる役員を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1 当社、取締役会において取締役の業務分担を決議し、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保する。また、業務分掌規則を定め、各部門の職務の執行が効率的に行なわれる体制を整備する。

2 当社は年度毎の会社方針を定め、各部門の方向性の統一を図るとともに、予算を策定し、資金、要員等の経営資源を効率的に配分する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社は経営理念、経営方針を子会社に周知するとともに、子会社が適切な内部統制の整備を行うよう指導する。また必要に応じ、取締役を子会社の非常勤取締役に就任させる等の手段により業務の適正を確保するよう努める。

2 子会社の経営を管理する部署を設置するほか、内部監査部門は必要に応じ子会社の監査を行い、業務の適正を確保するよう努める。

(6) 監査役スタッフおよびその独立性に関する事項

1 監査役の要請があった場合、監査役の職務を補佐するスタッフを必要な人数配置する。また、その場合当該スタッフの人選・評価は、監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役・従業員の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1 取締役は当社の目的外の行為、その他の法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じる恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

2 取締役および従業員は、職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合は、直ちに調査し回答する。

(8) 監査役が効率的に行なわれることを確保するための体制

1 取締役および従業員は、監査役の要請に基づき、必要な会議体への出席を得るとともに、重要書類を閲覧に供する。また、監査役の監査に関して必要な時間を確保するとともに、指摘事項にかんしては適宜、改善・対応する。

2 監査役は監査計画や監査の状況を取締役に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、グループ全体で毅然とした態度で対応します。また、反社会的勢力との接触を回避するとともに、不当な要求に屈することなく、法的手段により解決をはかります。

当社の反社会的勢力の対応統括部署は総務部とし、社内での啓蒙活動を進める他、警察、弁護士等外部機関との連携を強化し、情報交換、研修への参加など対応を推進しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図】

経営管理体制

